

藤沢市資源回収事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進を図るため、資源回収事業の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「資源物」とは、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第13条の3に規定するものとする。

(補助の対象事業及び対象経費)

第3条 補助対象事業は、資源物の回収に係る協定を締結した事業とし、回収、中間処理、当該事務等に係る費用を対象とする。

(補助の額及び算定基準)

第4条 補助の額については、資源物の収集運搬費、中間処理費等の業務運営費、自治会協力金、事務費等の総額から資源物売払金を差し引いた額とする。ただし、事務費については、市が認めた額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市資源回収事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、本事業の始まる日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 定款
- (4) 登記簿謄本
- (5) 藤沢市資源回収事業に関する協定書

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市資源回収事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けて事業を行うものは、藤沢市資源回収事業に関する協定書による協定事項を遵守しなければならない。

(届出義務)

第7条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第8条 第6条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市資源回収事業計画変更承認申請書(第6号様式)及び変更収支予算書(第7号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、藤沢市資源回収事業計画変更承認通知書(第8号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、年6回に分けて次の区分で一部交付する。ただし、市長が必要と認めた場合は、交付する回数又は内訳金額を変更することができる。

- (1) 第1回目 交付決定後
- (2) 第2回目 6月
- (3) 第3回目 8月
- (4) 第4回目 10月
- (5) 第5回目 12月
- (6) 第6回目 精算の時点

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を、補助金を交付する月の5日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、速やかに藤沢市資源回収事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、完了した翌月の5日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第10号様式)

(備付帳簿)

第11条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(実施状況の調査)

第12条 市長は、本事業の実施状況を調査するため必要があると認めたときは、事業者に対し、資源の回収量等にかかる書類の提出を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市資源回収事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成30年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。